## 児童扶養手当の現況届提出を

#### 問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

父または母と生計が別の児童を育てている親、または 養育者に支給します。8月31日(月)までに現況届の 手続きをしてください。受給中の人には通知します

- 要件 次のいずれかの児童を持つ親、または養育者
- ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度障害の状態の児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童

- ・父または母が1年以上拘束されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父母ともに不明な児童

※以下は支給されないことがあります

- ・父または母が事実上の婚姻関係にある児童
- ・父または母が公的年金を受けられる児童
- ・父または母が一定額の所得がある児童

#### 支給額(月額)

|         | 全部支給     | 一部支給(所得に応じる)       |
|---------|----------|--------------------|
| 子ども1人   | 43,160 円 | 43,150 円~ 10,810 円 |
| 2人目の加算額 | 10,190 円 | 10,180 円~ 5,100 円  |
| 3人目以降の加 | 6,110 円  | 6,100 円~ 3,060 円   |
| 算額      |          |                    |

**支給期間** 児童が 18 歳に達する日以降の最初の3月 31日まで

※障がいがある場合は20歳未満

**受付期間** 土・日曜日、祝日を除く8月3日(月) ~ 31日(月) 午前9時~午後5時15分 ※3月(日) + 17月(日) + 24月(日) + 31月(日) + 31月(日) + 41月(日) + 31月(日) + 41月(日) + 41月(日)

※3日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月) は 午後7時まで受け付けます

窓口 子ども課子育て支援係

●白沢町・利根町在住の人は、下記の期間は各支所 でも手続きできます

**受付期間** 8月13日(木)·14日(金)午前9時~ 午後5時15分

窓口 白沢・利根支所生活係

# 特別児童扶養手当

### 窓口・問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

心身に障がいがある児童に手当てを支給すること で、福祉の増進を図ります。期間内に所得状況届を 提出してください。

対象 心身に障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父、母、または父母に代わって養育している人(児童が障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

**支給額(月額)** 障がいの程度1級 52,500 円/2 級 34,970 円

※4月・8月・11月の年3回、4カ月分を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超える場合は支給停止)

- ●受給中の人 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します
- ●新たに申請する人 認定請求書に所定の診断書と 関係書類を添えて提出

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

窓口・問合せ 社会福祉課障害福祉係20内線3109

特別障害者手当 在宅で著しい重度の障がいの状態にあり、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の人に支給(社会福祉施設へ入所している場合や、病院に3カ月以上入院している人は除きます)

**障害児福祉手当** 在宅で日常生活に常時介護を要する 20 歳未満の人に支給(障がいを支給事由とする年金を受けられる場合や、児童福祉施設などに入所している人は除きます)

**支給額(月額)** 特別障害者手当 27,350 円/障害 児福祉手当 14,880 円

※2月・5月・8月・11月に、前月分までを振り込み(受 給資格者または扶養義務者の所得が、一定額を超え る場合は支給停止)

- ●受給中の人 8月12日(水)から9月11日(金)までに、所得状況届を提出。該当者には通知します
- ●新たに申請する人 認定請求書に所定の診断書と 関係書類を添えて提出